



地方独立行政法人静岡県立病院機構一般競争入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告します。

令和3年1月29日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中一成

記

1 入札執行者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 担当部署

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1

静岡県立病院機構本部事務部経営管理課 電話番号：054-200-1610

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

本事管第 270 号

(2) 件名

令和3年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院
装飾用植木賃貸借（令和3～5年度）

(3) 業務場所

静岡市葵区与一4丁目1番1号 静岡県立こころの医療センター
静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院

(4) 業務期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 業務概要

契約書（案）及び仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格（営業種目50又は65）を有している者であり、かつ静岡市内に本社又は営業所が存在すること。

(3) 入札時に静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しない者。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）
が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和3年2月15日（月）まで

(2) 配布場所・配布方法

機構ホームページ上に掲載

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記の書類を直接持参すること。

(1) 提出期間

公告日から令和3年2月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び当該期間内祝日を含む場合には祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目50又は65）の写し
- ③ 装飾用植木のサンプル写真及び寸法その他概要を記した書類（大鉢、小鉢各6パターン以上）（様式任意）
- ④ 返信用の長形3号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手404円分貼付のこと）

(3) 提出先

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和3年2月22日（月）午前10時

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区北安東4-27-1
静岡県立総合病院 6階 臨床教育講義室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書

において示した条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、令和3年度予算の成立を条件とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記2とする。

(4) 詳細は入札説明書による。